

国から地方公共団体への事務・権限の移譲等に関する当面の方針について

〔平成 25 年 9 月 13 日
地方分権改革推進本部決定〕

1. 基本的考え方

個性を活かし自立した地方をつくるためには、地方分権改革を推進することが重要である。

政府はこれまで、第 1 次安倍内閣で設置した地方分権改革推進委員会の勧告のうち、国の法令による義務付け・枠付けの見直し等に着実に取り組んできた。

引き続き地方分権改革を推進するため、「経済財政運営と改革の基本方針について」（平成 25 年 6 月 14 日閣議決定）を踏まえ、残された課題となっている国から地方公共団体への事務・権限の移譲等について、「2. 当面の方針」のとおり推進する。

2. 当面の方針

(1) 別紙 1 の事務・権限については、地方公共団体に移譲する方向で見直す。

その際、国の関与、財源措置等所要の措置、移譲の方法（全国一律の移譲又は個々の地方公共団体の発意に応じた選択的な移譲等）を含め、具体的な検討と調整を進めた上で、その結果を本年中に見直し方針として取りまとめる。

(2) 別紙 2 の事務・権限については、国の関与、財源措置等所要の措置、移譲の方法（全国一律の移譲又は個々の地方公共団体の発意に応じた選択的な移譲等）に加え、当該事務・権限と関連する他の事務・権限の移譲の可否等を含め、具体的な検討と調整を進めた上で、本年中に結論が得られたものについて、その結果を（1）の見直し方針に盛り込む。

(3) 別紙 3 の事務・権限については、「見直しの方向性」欄に記載のとおり、地方公共団体への移譲以外の見直しを着実に進める。

- (4) 別紙4の事務・権限については、各府省と地方の意見を踏まえ、引き続き検討と調整を進めた上で、本年中に結論が得られたものについて、その結果を(1)の見直し方針に盛り込む。
- (5) 以上の結果、法律の改正により措置すべき事項については、所要の一括法案等を平成26年通常国会に提出することを基本とする。

(別紙1)

地方公共団体に移譲する方向の事務・権限

(1) 都道府県に全国一律に移譲する方向のもの

No	府省	事務・権限
1-1	総務省	放送法(昭25法132)に基づく小規模共聴施設(500端子以下。区域外再放送を行う場合を除く。)の届出等
1-2	厚生労働省	児童福祉法(昭22法164)に基づく事務・権限のうち、 ①養成施設及び講習会の指定及び監督 ②指定療育機関の指定及び監督
1-3	厚生労働省	あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律(昭22法217)に基づく養成施設の認定及び監督
1-4	厚生労働省	食品衛生法(昭22法233)に基づく事務・権限のうち、 ①総合衛生管理製造過程(HACCP)の承認等 ②養成施設及び講習会の登録及び監督
1-5	厚生労働省	理容師法(昭22法234)に基づく養成施設の指定及び監督
1-6	厚生労働省	栄養士法(昭22法245)に基づく養成施設(栄養士に係るものに限る。)の指定及び監督
1-7	厚生労働省	消費生活協同組合法(昭23法200)に基づく消費生活協同組合(地域又は職域が都道府県の区域を越える組合であって地方厚生局の所管に係るものに限る。)の設立認可及び監督
1-8	厚生労働省	保健師助産師看護師法(昭23法203)に基づく養成所の指定及び監督
1-9	厚生労働省	歯科衛生士法(昭23法204)に基づく養成所の指定及び監督
1-10	厚生労働省	医療法(昭23法205)に基づく事務・権限のうち、 ①医療法人(二以上の都道府県の区域において病院等を開設する法人に限る。)の設立認可及び監督 ②国の開設する病院等の開設承認及び監督
1-11	厚生労働省 国土交通省	中小企業等協同組合法(昭24法181)に基づく事業協同組合等(一の都道府県の区域内のみにある地方運輸局の所管に係る組合及び二以上の都道府県の区域にわたる組合であって地方厚生局の所管に係るものに限る。)の設立認可及び監督
1-12	厚生労働省	身体障害者福祉法(昭24法283)に基づく養成施設の指定
1-13	厚生労働省	社会福祉法(昭26法45)に基づく事務・権限のうち、 ①社会福祉法人(法人の行う事業が二以上の都道府県の区域にわたる法人であって地方厚生局の所管に係るものに限る。)の定款認可及び監督 ②養成機関及び講習会の指定及び監督
1-14	厚生労働省	診療放射線技師法(昭26法226)に基づく養成所の指定及び監督
1-15	厚生労働省	歯科技工士法(昭30法168)に基づく養成所の指定及び監督
1-16	厚生労働省	美容師法(昭32法163)に基づく養成施設の指定及び監督

No	府省	事務・権限
1-17	厚生労働省	生活衛生関係営業の適正化及び振興に関する法律(昭32法164)に基づく生活衛生同業組合振興計画の認定
1-18	厚生労働省	臨床検査技師等に関する法律(昭33法76)に基づく養成所の指定及び監督
1-19	厚生労働省	調理師法(昭33法147)に基づく養成施設の指定及び監督
1-20	厚生労働省	知的障害者福祉法(昭35法37)に基づく養成施設の指定
1-21	厚生労働省	戦傷病者特別援護法(昭38法168)に基づく指定医療機関の指定及び監督
1-22	厚生労働省	理学療法士及び作業療法士法(昭40法137)に基づく養成施設の指定及び監督
1-23	厚生労働省	母子保健法(昭40法141)に基づく指定養育医療機関の指定及び監督
1-24	厚生労働省	製菓衛生師法(昭41法115)に基づく養成施設の指定及び監督
1-25	厚生労働省	柔道整復師法(昭45法19)に基づく養成施設の指定及び監督
1-26	厚生労働省	視能訓練士法(昭46法64)に基づく養成所の指定及び監督
1-27	厚生労働省	社会福祉士及び介護福祉士法(昭62法30)に基づく養成施設等の指定及び監督、講習会の届出
1-28	厚生労働省	臨床工学技士法(昭62法60)に基づく養成所の指定及び監督
1-29	厚生労働省	義肢装具士法(昭62法61)に基づく養成所の指定及び監督
1-30	厚生労働省	食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律(平2法70)に基づく事務・権限のうち、 ①養成施設及び講習会の登録及び監督 ②指定検査機関の指定及び監督
1-31	厚生労働省	救急救命士法(平3法36)に基づく養成所の指定及び監督
1-32	厚生労働省	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律(平6法117)に基づく指定医療機関の指定及び監督
1-33	厚生労働省	介護保険法(平9法123)に基づく事務・権限のうち、 ①介護サービス事業者(介護サービス事業所が二以上の都道府県の区域に所在する事業者であって地方厚生局の所管に係るものに限る。)の業務管理体制の整備に関する監督 ②市町村(指定都市及び中核市を除く。)が行う介護サービス事業所の指定及び指導監督等に関する指導等
1-34	厚生労働省	精神保健福祉士法(平9法131)に基づく養成施設等の指定及び監督
1-35	厚生労働省	言語聴覚士法(平9法132)に基づく養成所の指定及び監督
1-36	厚生労働省	健康増進法(平14法103)に基づく誇大表示の禁止に係る勧告及び命令
1-37	厚生労働省	戦没者等の遺族に対する特別弔慰金等の特別買上償還に関する証明書の発行
1-38	農林水産省	農産物検査法(昭26法144)に基づく登録検査機関(一の都道府県の区域内のみにあるものに限る。)の登録及び監督

No	府省	事務・権限
1-39	経済産業省 厚生労働省 国土交通省	中小企業団体の組織に関する法律(昭32法185)に基づく協業組合等(一の都道府県の区域内のみにある経済産業局及び地方運輸局の所管に係る組合並びに二以上の都道府県の区域にわたる組合であって地方厚生局の所管に係るものに限る。)の設立認可及び監督
1-40	経済産業省	中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律(平11法18)に基づく課税の特例に係る特定新規中小企業者の確認
1-41	経済産業省	中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律(平20法33)に基づく支援措置に係る認定
1-42	国土交通省	自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律(平13法57)に基づく自動車運転代行業の認定等に係る同意及び監督
1-43	環境省	土壌汚染対策法(平14法53)に基づく指定調査機関(一の都道府県内で調査業務を行うものに限る。)の指定及び監督

(2)各府省が個々の地方公共団体の発意に応じ選択的に移譲する方向で検討しているもの

No	府省	事務・権限	見直しの方向性
1-44	国土交通省	道路運送法(昭26法183)に基づく事務・権限のうち、 ①自家用有償旅客運送の登録・監査等 ②自動車道事業(一の都道府県の区域内のみで完結するものに限る。)に係る供用約款の認可等	①自家用有償旅客運送の登録・監査等について、地方分権改革有識者会議地域交通部会報告書に沿って、希望する市町村を基本として移譲するとともに、希望しない市町村の区域については希望する都道府県にも移譲することができるようにする。 ②自動車道事業(一の都道府県の区域内のみで完結するものに限る。)に係る供用約款の認可、事業の休止許可等について、都道府県に移譲する方向で見直す。その際、全国一律に移譲することの可否についても検討する。

(別紙2)

関連する事務・権限の移譲の可否等の検討・調整を要する事務・権限

(各府省が移譲を検討中の事務・権限であって、地方がその関連する事務・権限の移譲等を求めているもの)

(1)各府省が都道府県に全国一律に移譲する方向で検討しているもの

No	府省	事務・権限	地方と調整を要する事項
2-1	法務省	人権擁護に関する諸事務のうち、人権啓発活動地方委託事業の中のネットワーク事業を除く事務	自由度の高い交付金等による必要な財源措置
2-2	厚生労働省	医療法(昭23法205)に基づく特定機能病院に対する報告徴収、立入検査及び緊急時における医療監視	左欄に掲げる事務・権限に加え、特定機能病院を称することの承認、改善命令等も移譲することの可否
2-3	厚生労働省	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭25法123)に基づく精神保健指定医に係る指定医証の交付等	左欄に掲げる事務・権限に加え、精神保健指定医の指定、職務停止命令等も移譲することの可否
2-4	厚生労働省	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平10法114)に基づく特定感染症指定医療機関に対する報告徴収、立入検査	左欄に掲げる事務・権限に加え、特定感染症指定医療機関の許認可、命令も移譲することの可否
2-5	厚生労働省	医師等の臨床研修施設等の指導監督	左欄に掲げる事務・権限に加え、施設指定等も移譲することの可否
2-6	農林水産省 経済産業省 環境省	食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律(平12法116)に基づく食品関連事業者等(一の都道府県の区域内のみにあるものに限る。)に対する報告徴収、立入検査	左欄に掲げる事務・権限に加え、指導・勧告・措置命令等も移譲することの可否
2-7	経済産業省	工業標準化法(昭24法185)に基づく認証製造業者等、認証加工業者(一の都道府県の区域内のみにあるものに限る。)に対する報告徴収、立入検査	左欄に掲げる事務・権限に加え、認証製造業者等への措置命令も移譲することの可否
2-8	経済産業省	商工会議所法(昭28法143)に基づく商工会議所の定款変更等	左欄に掲げる事務・権限に加え、設立認可、不利益処分、監督等も移譲することの可否
2-9	経済産業省	ガス事業法(昭29法51)に基づくガス用品の製造・輸入業者(一の都道府県の区域内のみにあるものに限る。)に対する報告徴収、立入検査等	①左欄に掲げる事務・権限に加え、届出、改善命令等も移譲することの可否 ②販売事業者に対する改善命令等も移譲することの可否

No	府省	事務・権限	地方と調整を要する事項
2-10	経済産業省	割賦販売法(昭36法159)に基づく包括信用購入あっせん業者及び個別信用購入あっせん業者(一の都道府県の区域内のみにあるものに限る。)に対する報告徴収、立入検査	①左欄に掲げる事務・権限に加え、登録、改善命令、業務停止命令等も移譲することの可否 ②前払式割賦販売業者、前払式特定取引業者に対する許可、改善命令、業務停止命令等も移譲することの可否
2-11	経済産業省	電気用品安全法(昭36法234)に基づく電気用品の製造・輸入業者(一の都道府県の区域内のみにあるものに限る。)に対する報告徴収、立入検査等	①左欄に掲げる事務・権限に加え、届出、改善命令等も移譲することの可否 ②販売業者に対する改善命令等も移譲することの可否
2-12	経済産業省	家庭用品品質表示法(昭37法104)に基づく家庭用品の製造業者・販売業者(卸売業者に限る。)・表示業者(一の都道府県の区域内のみにあるものに限る。)に対する報告徴収、立入検査	①左欄に掲げる事務・権限に加え、指示、公表等も移譲することの可否 ②卸売業者に対する指示、公表も移譲することの可否
2-13	経済産業省	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律(昭42法149)に基づく液化石油ガス器具等の製造・輸入業者(一の都道府県の区域内のみにあるものに限る。)に対する報告徴収、立入検査等	①左欄に掲げる事務・権限に加え、届出、改善命令等も移譲することの可否 ②販売業者に対する改善命令等も移譲することの可否
2-14	経済産業省	消費生活用製品安全法(昭48法31)に基づく消費生活用製品の製造・輸入業者(一の都道府県の区域内のみにあるものに限る。)に対する報告徴収、立入検査等	①左欄に掲げる事務・権限に加え、届出、改善命令等も移譲することの可否 ②販売業者に対する改善命令等も移譲することの可否
2-15	経済産業省	揮発油等の品質の確保等に関する法律(昭51法88)に基づく揮発油販売業者等(一の都道府県の区域内のみにあるものに限る。)に対する報告徴収、立入検査	①揮発油販売業者について、左欄に掲げる事務・権限に加え、登録、指示、公表等も移譲することの可否 ②軽油販売業者及び灯油販売業者について、左欄に掲げる事務・権限に加え、指示、公表等も移譲することの可否
2-16	経済産業省 農林水産省	エネルギーの使用の合理化に関する法律(昭54法49)に基づく特定事業者、特定荷主等(一の都道府県の区域内のみにあるものに限る。)に対する指導・助言、報告徴収、立入検査	左欄に掲げる事務・権限に加え、特定事業者等の指定、定期報告書の受理、中長期計画書の受理や合理化計画に係る指示及び命令等も移譲することの可否
2-17	経済産業省	資源の有効な利用の促進に関する法律(平3法48)に基づく指定表示事業者(一の都道府県の区域内のみにあるものに限る。)に対する報告徴収、立入検査	左欄に掲げる事務・権限に加え、指導・勧告・措置命令等も移譲することの可否

No	府省	事務・権限	地方と調整を要する事項
2-18	経済産業省 環境省	特定家庭用機器再商品化法(平10法97)に基づく小売業者及び製造業者等(一の都道府県の区域内のみにあるものに限る。)に対する報告徴収、立入検査	左欄に掲げる事務・権限に加え、指導・勧告・措置命令等も移譲することの可否
2-19	環境省 経済産業省	使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律(平24法57)に基づく認定事業者等(一の都道府県の区域内のみにあるものに限る。)に対する報告徴収、立入検査	左欄に掲げる事務・権限に加え、指導・勧告・措置命令等も移譲することの可否
2-20	環境省 農林水産省 経済産業省	容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律(平7法112)に基づく特定容器利用事業者等(一の都道府県の区域内のみにあるものに限る。)に対する報告徴収、立入検査	左欄に掲げる事務・権限に加え、指導・勧告・措置命令等も移譲することの可否
2-21	環境省	使用済自動車の再資源化等に関する法律(平14法87)に基づく自動車製造業者等(一の都道府県の区域内のみにあるものに限る。)に対する報告徴収、立入検査	①左欄に掲げる事務・権限に加え、指導・勧告・措置命令等も移譲することの可否 ②経済産業省所管分の事務・権限の移譲の可否
2-22	環境省 経済産業省	特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律(平17法51)に基づく特定特殊自動車の使用者に対する技術基準適合命令、指導・助言、報告徴収、立入検査	国土交通省所管分の事務・権限の移譲の可否

(2)各府省が個々の地方公共団体の発意に応じ選択的に移譲する方向で検討しているもの

No	府省	事務・権限	地方と調整を要する事項
2-23	総務省	民間事業者による信書の送達に関する法律(平14法99)に基づく特定信書便事業の事業許可、信書便約款の認可、報告徴収、立入検査等	①左欄に掲げる事務・権限に加え、事業計画の遵守命令、事業改善の命令、許可の取消・停止命令も移譲することの可否 ②全国一律に移譲することの可否
2-24	総務省	情報通信技術(ICT)に関する産学官連携(民間に対する助成)、研究開発(国の委託研究)、地域振興等(地方公共団体に対する助成)	自由度の高い交付金等による必要な財源措置
2-25	農林水産省 国土交通省	土地改良法(昭24法195)に基づく国営土地改良事業により造成された施設のうち、基幹的役割の比較的小さい農業水利施設の維持・管理・更新(財産権、水利権等を含む。)に関する事務(国、都道府県及び施設管理者による三者協議が整ったものに限る。)	移譲に伴う財源措置

No	府省	事務・権限	地方と調整を要する事項
2-26	経済産業省	流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律(平17法85)に基づく総合効率化計画の認定等	国土交通省及び農林水産省所管分の事務・権限の移譲の可否
2-27	国土交通省	国営公園(イ号公園のうち、一の都道府県で完結する整備が概成した公園に限る。)の管理に関する事務(占用・行為許可等を含む。)	移譲に伴う財源措置
2-28	国土交通省	・直轄河川に係る整備等に関する計画、工事及び管理の実施 ・直轄河川の管理に関する許認可等	①移譲に伴う財源措置 ②関係市町村の意見の聴取・反映
2-29	国土交通省	・直轄国道に係る整備等に関する計画、工事及び管理の実施 ・直轄国道の管理に関する許認可等	①移譲に伴う財源措置 ②関係市町村の意見の聴取・反映

(別紙3)

移譲以外の見直しを着実に進める事務・権限

No	府省	事務・権限	見直しの方向性
3-1	厚生労働省	<p>・職業安定法(昭22法141)、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律(昭60法88)に基づく国以外の者が行う職業紹介事業、労働者の募集、労働者供給事業及び労働者派遣事業の監督</p> <p>・職業安定法(昭22法141)に基づく地方公共団体が行う無料職業紹介事業の監督及び公共職業安定所が行う無料職業紹介事業</p>	<p>①公共職業安定所(ハローワーク)と地方公共団体との一層の連携強化の取組を通じ、地方公共団体と一体となった雇用対策をこれまで以上に推進する。</p> <p>②ハローワークの求人情報を地方公共団体に提供する取組について、地方分権改革有識者会議雇用対策部会報告書に沿って、積極的に進める。</p> <p>③地方公共団体が行う無料職業紹介事業について、民間とは明確に異なる公的性格を持つものであり、国に準ずるものとして法律上位置づけるなどの措置を講ずる。</p>
3-2	厚生労働省	雇用保険法(昭49法116)に基づく雇用保険の適用、認定、給付等	国と地方公共団体が一体的実施を行う施設における雇用保険関係業務の実施について、地方公共団体の希望を踏まえ、利用者から十分なニーズが見込める場合には、積極的に取り組む。
3-3	環境省	石綿による健康被害の救済に関する法律(平18法4)に基づく認定申請の受付及び経由	石綿による健康被害の救済に関する法律に基づく認定申請の受付及び経由を行う者として指定を希望する地方公共団体については、積極的に指定する。

(別紙4)

引き続き検討・調整を要する事務・権限

(各府省が引き続き実施するなどとしている事務・権限であって、地方が移譲等を求めているもの)

No	府省	事務・権限	備考
4-1	内閣府	沖縄振興特別措置法(平14法14)に基づく沖縄振興計画の作成及び推進、経済の振興及び社会の開発に関する施策に関する事務、並びに二級河川の改良工事、維持又は修繕及び特定多目的ダムの管理の実施	
4-2	厚生労働省	・職業安定法(昭22法141)、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律(昭60法88)に基づく国以外の者が行う職業紹介事業、労働者の募集、労働者供給事業及び労働者派遣事業の監督 ・職業安定法(昭22法141)に基づく地方公共団体が行う無料職業紹介事業の監督及び公共職業安定所が行う無料職業紹介事業	3-1参照
4-3	厚生労働省	雇用保険法(昭49法116)に基づく雇用保険の適用、認定、給付等	3-2参照
4-4	厚生労働省	個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律(平13法112)に基づく相談、助言・指導、紛争調整委員会によるあっせん	
4-5	農林水産省	農地法(昭27法229)に基づく農地転用の許可等	
4-6	農林水産省	食の安全及び消費者の信頼の確保に向けた情報提供及び消費者との意見交換や消費者相談並びに食育の推進に関する事務のうち地方公共団体に対する助成及び民間に対する広報啓発	
4-7	農林水産省	園芸農産物、穀類、地域特産作物、畜産物、飲食物品、飼料、油脂等の生産、流通及び消費の増進等に関する事務(民間に対する調整、地方公共団体に対する助成及び地方公共団体による生産・流通対策等に係る調整)	
4-8	経済産業省	下請代金支払遅延等防止法(昭31法120)に基づく立入検査等	
4-9	経済産業省	工業用水道事業法(昭33法84)に基づく自家用工業用水道布設の届出、届出事項の変更の届出、給水廃止の届出及び給水に関する報告	
4-10	経済産業省	中心市街地の活性化に関する法律(平10法92)に基づく事業計画の認定等	
4-11	経済産業省	中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律(平11法18)に基づく事業計画の認定等	

No	府省	事務・権限	備考
4-12	経済産業省	産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法(平11法131)に基づく中小企業承継事業再生計画の認定、認定支援機関の認定及び監督等	
4-13	経済産業省	使用済自動車の再資源化等に関する法律(平14法87)に基づく自動車製造業者等に対する報告徴収、立入検査	
4-14	経済産業省	中小企業のものづくり基盤技術の高度化に関する法律(平18法33)に基づく研究開発計画の認定等	
4-15	経済産業省	中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律(平19法39)に基づく事業計画の認定等	
4-16	経済産業省	企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律(平19法40)に基づく支援及び助言等	
4-17	経済産業省	中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律(平20法38)に基づく事業計画の認定等	
4-18	経済産業省	商店街の活性化のための地域住民の需要に応じた事業活動の促進に関する法律(平21法80)に基づく事業計画の認定等	
4-19	経済産業省	新規産業の環境整備に関する事務(産業クラスターの支援、ソーシャルビジネスの振興)	
4-20	経済産業省	技術開発・人材育成等による事業高度化支援に関する事務(地域イノベーション、情報処理の促進)	
4-21	経済産業省	JAPANブランド育成支援事業に関する事務	
4-22	国土交通省	観光振興等(民間に対する助成、国際観光振興、地域に対するコンサルティング等)	
4-23	国土交通省	直轄砂防事業等に係る整備等に関する計画、工事及び管理の実施	
4-24	国土交通省	地域公共交通の活性化及び再生に関する法律(平19法59)に基づく総合的・基本的な政策の企画立案、横断的な公共交通活性化施策の総括、道路運送法(昭26法183)に基づく旅客自動車運送事業の許認可等、自動車運送事業に対する助成(地域公共交通確保維持改善事業)	交通政策審議会において、地域の交通ネットワークの形成に関して、地方公共団体による主体的な取組を可能とし、地域の関係者の適切な役割分担の下で、その実効性を高める新たな制度的枠組みの構築を検討する予定。

検討経緯

平成 25 年 3 月 8 日 地方分権改革推進本部（第 1 回）

安倍内閣総理大臣から各大臣に対し、地方分権改革の推進に率先して協力し、所管分野における改革にリーダーシップを発揮するよう指示。

平成 25 年 4 月 12 日 地方分権改革有識者会議（第 1 回）

国から地方公共団体への事務・権限の移譲等について、第一次安倍内閣時に発足した地方分権改革推進委員会以降の議論の成果を活かすべきとの意見。

平成 25 年 4 月 16 日 閣僚懇談会

新藤地方分権改革担当大臣から各大臣に対し、これまでの経緯を踏まえた移譲の可否等の検討を依頼。

平成 25 年 5 月 28 日 地方分権改革推進本部（第 2 回）

移譲の可否等について、各府省の回答を報告。

平成 25 年 6 月 14 日 「経済財政運営と改革の基本方針について」閣議決定

「個性を活かし自立した地方をつくるため、地方分権改革推進委員会の勧告を基礎に、（中略）国から地方への事務・権限の移譲等を、これまでの経緯や地方の声を踏まえつつ、引き続き着実に進める」

平成 25 年 6 月 21 日 地方分権改革有識者会議雇用対策部会（第 1 回）

無料職業紹介に関する事務・権限について検討。

平成 25 年 7 月 1 日 地方分権改革有識者会議雇用対策部会（第 2 回）

無料職業紹介に関する事務・権限の見直しの方向性について取りまとめ。

平成 25 年 7 月 3 日 地方分権改革有識者会議地域交通部会（第 1 回）

自家用有償旅客運送に関する事務・権限について検討。

平成 25 年 7 月 26 日 地方分権改革有識者会議地域交通部会（第 2 回）

自家用有償旅客運送に関する事務・権限の見直しの方向性について取りまとめ。

平成 25 年 8 月 29 日 地方分権改革有識者会議（第 4 回）

国から地方公共団体への事務・権限の移譲等に関する当面の方針案について検討。

地方分権改革有識者会議雇用対策部会報告書（抜粋）

5 見直しの方向性等

以上の議論を受けた見直しの方向性等は以下のとおりである。

- (1) ハローワークの求人情報を地方公共団体に提供する取組を、個性を活かし自立した地方をつくるという地方分権の観点から、積極的に進めるべきである。これは、求人と求職のマッチング機能の強化を掲げる政府方針（日本再興戦略）にも沿うものである。
- (2) こうした取組により得られる求人情報をどのような形で活用し、どのような成果を挙げることを目指すのかについて、地方公共団体がヴィジョンを明確にして取り組むことを期待する。
- (3) 実務的な課題であるが、情報提供のためのシステムの在り方を検討するに当たっては、情報セキュリティを念頭に置きつつ、地方公共団体が地域の特性を生かした無料職業紹介事業を効率的かつ効果的に実施することができるよう、導入費用が過大なものにならないよう配慮することが必要である。
- (4) 今回の取組を円滑かつ効果的に実施するため、次の事項に積極的に取り組むべきである。
 - ① 一体的取組等の既存事業の課題等を確認し、ハローワークの求人情報の活用にも生かすこと。
 - ② 地方公共団体に提供したハローワークの求人情報が地方公共団体によって適切に活用されるためには、地方公共団体の職員の専門性向上が重要であり、地方公共団体において積極的に取り組むこと。また、国（厚生労働省）は必要な支援を行うこと。
 - ③ 地方公共団体が発行する紹介状が、ハローワークが発行する紹介状と同等の位置づけとなるよう、国（厚生労働省）が事業者に支給する雇い入れ助成金については、地方公共団体からの紹介による雇い入れの場合にも支給すること。

(5) 上記(1)～(4)を着実に推進し、ハローワークの求人情報ができるだけ広く活用されて最大限の成果を挙げられるよう、早急に国（厚生労働省）と地方公共団体との間で協議を行うことが望まれる。また、今後実務的な検討を進めるに当たって、国と地方公共団体の連携が密に保たれるよう相互に十分配慮すべきである。

地方分権改革有識者会議地域交通部会報告書（抜粋）

5 見直しの方向性等

人口減少や高齢化が進む中、バスやタクシーのサービスが十分に提供されない地域において、高齢者や障害者などの移動手段を確保することは、住民の生活を維持する上で不可欠であり、また、地域の活性化を図るためにも重要な課題である。

地方公共団体は、住民の福祉、教育、地域交通など暮らし全般に責任を負う立場にあることから、これまで以上に、このような地域における移動手段の確保に取り組むことが求められている。その具体的な方法として、地方公共団体やNPO・地域団体等が担い手となる自家用有償旅客運送の果たす役割は、ますます重要となっている。

以上の認識に立ち、本部会におけるこれまでの議論を踏まえた見直しの方向性等は、以下のとおりである。

(1) 事務・権限の移譲

① 移譲先

自家用有償旅客運送は、主として市町村単位のエリアにおいて、住民等の生活を支えるために行われる運送である。また、市町村は、住民の居住・活動に関する情報や地域交通のニーズを最も把握し、住民の要望に直接責任を担う立場にある。さらに、その実施に当たっては、地域における移動手段確保に取り組む意欲を持ち、関係者の合意形成を図るなどの能力を備えるとともに、安全で安定的な運行を確保する責任と覚悟が求められるものである。

このため、現在は国（国土交通省）が行っている、自家用有償旅客運送に関する事務・権限の担い手としては市町村がふさわしいと考えられ、事務・権限の移譲先としては、希望する市町村を基本とすべきである。

一方で、財政状況を含め執行体制上の懸念などから事務・権限の移譲を希望しない市町村が出てくることも考えられる。このような市町村に対しては、まずは、移譲を受けやすくするための環境整備を国（国土交通省）が行い、移譲の促進を図ることが必要である。

また、事務・権限の移譲を希望しない市町村の区域については、市町村とともに住民の暮らし全般に責任を負う立場にある都道府県が、上記のような意欲・能力を持つ場合、市町村にかわって役割を果たすことが考えられる。

このため、当該事務・権限の移譲を希望しない市町村の区域については、希望する都道府県にも移譲することができるようにすべきである。

なお、当初は事務・権限の移譲を受けなかった市町村が、その後希望するに至った場合には、当該市町村にも移譲することができるようにすべきである。

以上のように事務・権限が移譲されることにより、運営協議会の主宰から登録・安全確保に至る一連の役割が地方公共団体で完結することから、登録までの手続の迅速化が図られることはもとより、それぞれの地域の実情に応じた創意工夫による移動手段の確保につながることを期待される。

② 移譲先の体制整備

移譲に当たっては、移譲先において、輸送の安全を確保し、利用者保護を図るための事務・権限を適切に執行する体制を整備することが不可欠である。

このため、国（国土交通省）は、これまで蓄積した専門的な知見やノウハウはもとより、輸送の安全確保を担う責任に対する考え方なども含めて的確に継承するために必要な措置を講ずるとともに、移譲後においても事務・権限が適切に執行されるよう、移譲先の地方公共団体との連携を図り、これを支援すべきである。

また、国（国土交通省）は、自家用有償旅客運送の実施とその登録・監査等の事務が同一の地方公共団体に帰属する場合であっても、適正な登録・監査等が実施されるよう必要な措置を検討すべきである。

(2) 地域の実情に応じた運送の実現に向けた措置

① 国（国土交通省）は、

- (i) これまで法人格のある団体に限られていた実施主体を弾力化すること、
- (ii) 運送の種別ごとに限定されていた旅客の範囲を拡大すること、
- (iii) 運送の対価は、実費の範囲内であり、営利を目的としているとは認

められない妥当な範囲内であれば設定可能である旨の周知を徹底すること、

(iv) 地域における合意形成の手續や運用を改善すること、

(v) 登録更新における書類の省略等事務手續を簡素化すること、

など、意欲ある地方公共団体が地域の実情に応じた自家用有償旅客運送を実現することができるよう必要な措置を検討すべきである。

② 国（国土交通省）は、（１）の事務・権限の移譲及び（２）①の措置に係る制度改正に当たって、その趣旨・内容が地域交通を担う現場に至るまで十分浸透するよう周知を徹底するとともに、地方公共団体は、地域における移動手段を確保していく観点から、制度についての理解を深め、その趣旨を十分に活かすよう積極的に取り組むべきである。

③ 地方公共団体は、これまで運営協議会で定められてきた不合理な「ローカルルール」の是正に向け、引き続き、必要な措置を講ずるべきであるとともに、国（国土交通省）もその取組が促進されるよう積極的に働きかけを行っていくべきである。

(3) その他

以上の取組に加え、第１回有識者会議において古川議員から指摘された、

① コミュニティバスであっても定員 11 人以上の場合には車両に旅客運送業の性能基準が求められること、

② ２点間の近距離観光タクシーでは定額料金の導入ができないこと、
については、

① 高齢者・障害者の安全性、利便性に留意しつつ、基準を見直すこと、

② 近距離でも定額料金が可能となるよう運用を見直すこと、
を確実に実施していくべきである。